

第四節 保存の動向

契機 市民憲章に、「山も水も美しい飛騨高山」とある言葉には、高山市民の愛着と誇りが満ちている。住民・市民の手で、住環境や町並を美しく保とうという運動は、この愛着と誇りに支えられている。こうした運動のこれまでの経過を簡単に触れておこう。

宮川は、現在鯉や鱒が泳ぐ清流で、高山を訪れる人々の目を引く。今でこそ高山にふさわしい美しい川と評価されるが、こうなるまでには川を美しくする努力の積重ねがあった。上水道が普及し、人口が増えると、宮川は汚水が流れ込むだけの川となっていました。宮川が生活に結びついていた時には川の清掃も盛んであったが、川と離れて生活できるようになると、清掃することも少なくなった。昭和30年代には川の汚染が目立ち始め、魚の姿も消えていった。

昭和38年、こども会は「宮川に清流をとり戻そう」と活動を開始し、毎月1回こども会をあげて宮川の清掃を始めた。川に流れ込む溝や土管に金網をはり、川にたまつたゴミを取り除いたのである。数箇月の後には宮川に清流が戻ってきた。

清流を取り戻した子供達は、こんどは魚を呼び戻そうと、おこづかいを出し合って魚を買い、放流しようということになった。昭和39年4月、鯉と鱒の放流が子供達の手で行なわれた。

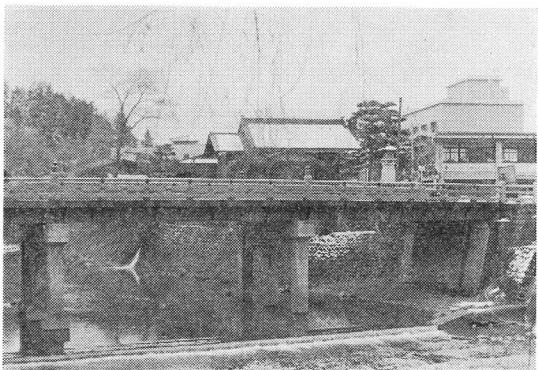
昭和40年は岐阜国体が開催された年である。県は「町をきれいに花を植えよう」という「花いっぱい」運動を推進していた。高山の子供達の活動は、国体準備をする市民運動を呼び起し、そして国体の後も、環境を良くしてゆく運動として引継がれ、昭和41年には市民憲章の制定に至る。

「宮川に清流を」という子供達の活動は、その後昭和44年「宮川を美しくする会」の結成により市民運動として引継がれ、現在なお続いている。宮川に注ぐ江名子川についても同様の運動があり、昭和45年に「江名子川を美しくする会」が生まれて活動している。子供達・市民の手によって宮川・江名子川は美しさを取り戻し、保たれている。

住民の動き 川を美しくする活動と相前後して、町並保存の気運が生まれていた。恵比須台組町並保存会は早くから活動してきた保存会である。昭和25年に、恵比須台組町並を舞台にして行なわれた映画ロケは、住民が自分達の住む町の美しさを発見する契機になった。恵比須台組の人々の町並保存の底流はこのときに遡るとさえいわれる。昭和30年代後半に観光客が目立ち始め、ちょうどこの時期が宮川や町を美しくしようという運動が盛上った時であり、これらの動向を受けて、昭和40年頃に町並保存を志向する保存会の話を持上った。^{*1} そして翌年には上三之町町並保存会結成の運びになった。



1-34 高山の子供



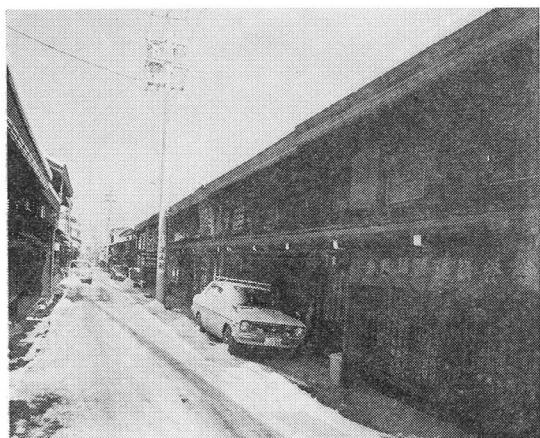
1-35 宮川



1-36 江名子川

* 1 現在ある上三之町町並保存会とは異なる。恵比須台組の人々で結成され、活動が恵比須台組に限られたため、昭和46年には恵比須台組町並保存会と改称して現在に至っている。昭和48年に結成された上三之町町並保存会は恵比須台組を除く上三之町の人々によって結成された。

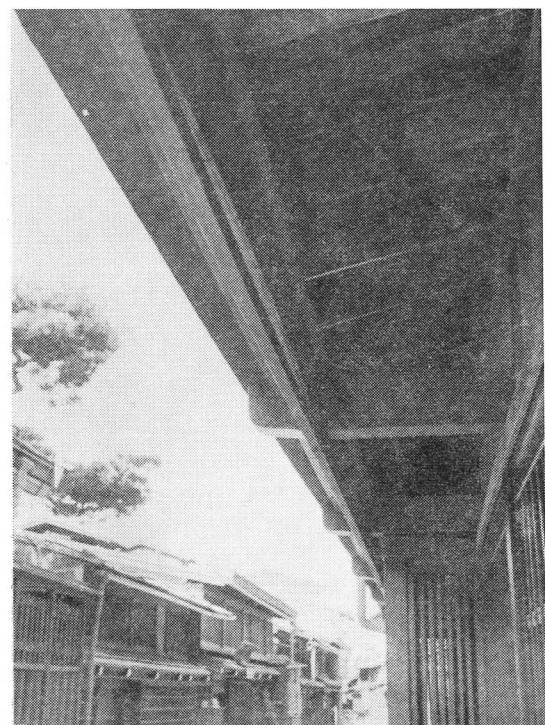
* 2 「恵比須台組町並保存会規約」70頁



1-37-a 竜神台組町並(電柱撤去前)



1-37-b 竜神台組町並（電柱撤去後）



1-38 町並と軒裏配線

この会は規約によれば、^{*2}

この会は、会員が地域内において新築・改築・改装する場合、前側だけでもできるだけ町並にふさわしく自主的に創意工夫することを申合せ、……（以下略）

とあり、住民は独自の努力によって町並景観を維持してきた。先祖からの町は自分達で守る。行政的上からの規制で守ることには反発する気概もあった。昭和42年頃、佐藤家の改造にあたっては住民間の話し合いがもたられ、建物正面を工夫して残すことになった。こうして、規約に申合せたことは、実際の新築・改築に効果をあらわし、古い町並のイメージを保持することに成功し、美しい町並は高山を訪れる人々の大きな魅力となっている。

上三之町並保存会は、実状は恵比須台組に限られた活動であったので、昭和46年には恵比須台組町並保存会と名称を改め現在に至っている。屋台組は祭のときばかりでなく、日常生活の中でも連帯感があり、地域共同体としての性格も強い。恵比須台組町並保存会の規約にある申合せ事項は、屋台組としての連帯感や信頼の上に成り立っている。

恵比須台組町並保存会以外の2つの保存会、すなわち上二之町・上三之町の町並保存会も、その設立の主旨、めざす活動は恵比須台組町並保存会と同様で、保存会が成立している基盤もやはり屋台組である。2つの保存会結成の契機は、高山市当局が条例を定めて町並景観を積極的に保存する意向を明らかにした時期、昭和47年頃である。行政側が援助などの施策を実施するとしても、町並を保存するのは住民が主体であるという考え方から保存会が結成された。

建物の増築・改築に際しての住民の独自の努力の他に、町並保存会は、電柱の撤去や車の進入規制も実践してきた。恵比須台組では、町並保存会を結成した翌年の昭和42年から43年にかけて電柱を撤去し、軒裏配線とした。恵比須台組を除く上三之町でも、ここ2・3年盛上っている町並保存の気運に伴って、住民は電柱撤去を要望していた。保存会結成を機会に関係者に強く働きかけ、昭和49年に電柱撤去を実施し、軒裏配線とした。電柱の撤去は、初め電柱と電線が、祭のとき屋台を曳行するのに邪魔になるので考えられたことであった。町並保存の気運と併行して、電柱が町並景観を損っていると考えられたのである。現代の生活に電気は欠かすことができない。電柱を撤去して、各戸へどのように電気の供給を確保するかも難しい問題である。恵比須台組・竜神台組では、軒裏に目立たないようにうまく配線されている（1-37・38）。

車も町並景観から言えばふさわしいものではない。しかも道幅が概して狭いので危険である。観光シーズンになればマイカーが町にあふれる。一方、商売を営んでいる家にとっては営業用の車は欠

かせない。

恵比須台組では、営業用以外の車を締め出す自主規制を行っている。町並に入る道路上に、「古い町並であるので車の進入を遠慮して貰いたい」旨の立札があり、これによってほぼ車を締め出すことに成功している。

市の対応 ここで、住民・市民の活動を市当局がどう受けとめて施策を実行したかに触れておく。町並保存の気運が盛上る以前、高山の屋台が重要民俗資料に指定されたのを契機に、高山市は観光課を通じて、昭和36年から屋台保存会を援助し、昭和38年からは文化財としての考え方から教育委員会が援助を行い現在に至っている。屋台保存への援助であり、町並保存とは直接結びつかないが、文化財や町並を大事にしていきたいという素地をつくり出していた。昭和46年の恵比須台組の松浦家の建て替えに際しては、伝統的様式を採用することを話し合い、①出格子をつける ②アルミサッシを使用しない ③柱等は古色とする ④軒先はせき板をつける、こととし、これらを条件として助成金を出すことにした。建築の増築・改築・新築に対して、町並に調和するよう高山市が実行した最初の試みである。また、昭和48年には林家等の建替えに当り、市長みずから積極的に所有者に協力を求めて町並保存に効果をあげている。

観光資源保護財団は財団結成の手始めの事業として、昭和44年から3箇年間上三之町町並保存会に援助金を出し、側面から町並保存を推進した。この事業を継続するという意味で、高山市観光課は昭和47・48年に恵比須台組町並保存会に補助金を出し、市としても町並保存を推進することに意欲を示していた。恵比須台組町並保存会を中心とした住民の努力や市の施策がある一方、昔ながらの雰囲気を保ってきた町並の中に、近年、改築・新築が増加し、その中には町並景観を損う例がある。また電々公社ビルのように巨大な建築物が建設されたりしている。個別の配慮や工夫だけで町並景観を保つには限界があり、市当局のさらに積極的な施策が望まれていた。

住民の努力や要望、高山の急激な変化の徵候に対応して、高山市は昭和47年「環境保全基本条例」を定め、これを受けて「市街地景観保存条例」^{*3}を定めて、町並保存に積極的に取組むことを決めた。これらの措置は、町並保存を都市計画構想の中で推進しようとするものである。すなわち、古い町並は、宮川・江名子川や背景となっている丘陵など自然と一体となって、市民生活に良好な環境をつくり出している。高山市民の環境整備・保全の一環として町並保存を進めてゆく、というものである。高山市は、大きく言えば東の市街地を保存区域、西の市街地を商業区域と構想する。この構想は、両市街地が形成された歴史的経過からみて納得のできるものである。こうした構想の下で、条例を実行してゆく体制を強化するために、「環



1-39 営業用車の進入



1-40 町並と背景の城山



1-41 自主的な交通規制

年	保 存 の 動 向
S34	高山祭の屋台、重要民俗資料の指定をうける
S36	高山市、屋台保存会に援助金
S38	「宮川に清流を」子供会の活動始まる
S38	「くらしの手帖」に「山のむこうの町」として高山紹介
S38頃	観光客が目立ち始める
S39	こども会の手で、宮川に鯉を放流
S40	岐阜国体開催
S40.	国体に向けて、県下で「花いっぱい」運動を展開、高山では「町をきれいに、花を植えよう」市民運動展開
S41	市民憲章制定
S41	上三之町町並保存会結成
S42・43	恵比須台組 電柱を撤去し軒裏配線とする 「宮川を美しくする会」結成
S44	観光資源保護財団 44年・45年・46年の3箇年、上三之町町並保存会に援助金
S45	「宮川の鯉を守る会」結成
S45	「江名子川を美しくする会」結成
S46	上三之町町並保存会、恵比須台組町並保存会と改称
S46	恵比須台組内での伝統様式による新築に、市が助成金を出す
S47	高山市環境保全基本条例、市街地景観保存条例を制定
S48	上二之町、上三之町にそれぞれ町並保存会結成
S48	竜神台組、電柱を撤去し軒裏配線とする

1-42 保存関係年表

境課」を新設した。

市街地景観保存条例にもとづいて、町並保存にふさわしい地区を保存区域に指定する。保存区域は、今のところ、東の市街地のうち次の地区が考えられている。

1. 上一之町、上二之町、上三之町
2. 重要文化財日下部家・吉島家を含む江名子川流域
3. 東山山麓の寺院を含む東山地区

の三地区で、このうち昭和49年初めに、1と3の2地区が指定され、2の地区はやや遅れて指定されるようである。

指定を受けた地区に対しての施策は次のような事業が考えられている。

- ① 保存区域で結成された町並保存会へ援助金を出す。——これは観光課が行っていた町並保存会への援助を受け継いだものである。
- ② 建物の改築・増築・新築に際しては、デザイン上の規制（巻末条例参照）を設ける。——この規制に則って施工する場合、規制を受けずに施工する場合の工事費よりも高額になることが考えられる。そこで規制に従うことを条件として補助金を出す。補助金の施策は、すでに他の都市に前例があり、これによって考えられた。
- ③ 防火と清掃についての施策を実行する。——防火については具体的な施策を検討し、実施する。清掃については、さしあたってゴミ箱の設置や定期的清掃を実施する。

これらの施策が効果をあげながら運用されるには、住民と市当局それに加えて専門家の三者の協力が必要である。

なお、条例施行後の初年度にあたる昭和49年度には、総額326万9,000円の予算で保存区域の整備をすすめている。その内訳を上に述べた事業別にみると以下の通りである。

- ① 町並保存会への補助金は、第1種保存区域では1戸あたり1,000円で17万6,000円、第2種保存区域では1戸あたり5,000円で72万円の予算である。町並保存会に属する戸数に応じて補助する。
- ② 建物の改築・増築・新築に伴う損失補償金には100万円を準備する。該当件数が増えて当初予算では不足する場合には、別途損失補償金を準備する予定である。
- ③ 防火関係では、地域住民の早期消火体制を充実するために30万8,000円の予算で粉末消火器を備える。また防火水槽の管理を徹底するため、清掃整備に20万円を用意する。清掃関係では、環境美化のために標識・吸いがら入れ・ごみ入れを購入し、地域内に配置する。標識に22万5,000円、吸いがら入れに40万円、ごみ入れに24万円をそれぞれ計上する。